

母体保護法の一部を改正する法律

(平成一七年七月二九日法律第九〇号)(参)

一、提案理由(平成一七年五月一三日・参議院本会議)

岸宏一君 ただいま議題となりました母体保護法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の母体保護法では、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限を本年七月三十一日までとしております。

本法律案は、この期限を平成二十二年七月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一七年七月二六日)

鴨下一郎君 ただいま議題となりました母体保護法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が厚生労働大臣が指定する受胎調節用医薬品を販売することができる期限を五年間延長し、平成二十二年七月三十一日までとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る七月十五日本委員会に付託され、二十日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。